平成２６年（フ）第１５２３号
札幌市白石区栄通６丁目３番13号　プラザイン栄通205号
債務者　高瀬由美子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５４２号
札幌市手稲区西宮の沢１条５丁目７番16号
債務者　佐藤　周平
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６０９号
札幌市北区篠路４条２丁目８番４号
債務者　軽部　育子（旧姓藤）
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６３４号
札幌市豊平区平岸１条６丁目１番Ｂ３―204号
債務者　冨樫　陽子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７５８号
北海道江別市新栄台53番地の16
債務者　石川　国世
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７６１号
札幌市東区北24条東18丁目４番13―105号
債務者　勝又美津代
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７８４号
札幌市豊平区月寒中央通11丁目３番７号　コムズ月寒中央Ａ―201号
債務者　矢萩　麗好
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８１３号
札幌市南区澄川６条10丁目３番１号　緑ケ丘マンション２号
債務者　白澤絵里香（旧姓金見）
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８１６号
札幌市中央区南４条西10丁目1010番地３　サンシャインシティ21―318号
債務者　吉田　博子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８５４号
札幌市白石区菊水元町９条２丁目３番36号　エスタシオンＢ―101号
債務者　西尾　翔二
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８６０号
札幌市豊平区平岸７条14丁目２番３―611号
債務者　八代　宣彦
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９７７号
札幌市厚別区厚別中央１条３丁目４番30号　ひばりが丘パールハイム207
債務者　横川　明次
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９８１号
札幌市東区北21条東12丁目２番３―103号
債務者　村上　史幸
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２８６号
群馬県伊勢崎市国定町２丁目1950番地
債務者　髙橋　敬三
1　決定年月日時　平成26年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２９８号
群馬県前橋市南町３丁目47番地１　101号
債務者　野澤万里こと　ノザワ　マリエッタ　クエボ（ＮＯＺＡＷＡ　ＭＡＲＩＥＴＴＡ　ＣＵＥＶＯ）
1　決定年月日時　平成26年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３０６号
群馬県伊勢崎市曲輪町16番２号
債務者　若井　菜月
1　決定年月日時　平成26年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第６０４号
埼玉県幸手市栄５番４―106号
債務者　高木　智也
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係